

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年3月28日 14時15分ごろ
発生場所	福岡県福岡市玄界島西岸 玄界島灯台から真方位220° 950m付近 (概位 北緯33° 41.1' 東経130° 13.7')
事故の概要	遊漁船幸の鳥は、漂流中、玄界島西岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年4月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 幸の鳥、5トン未満（長さ10.2m）
船舶番号、船舶所有者等	290-24113福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約80cm（博多）、 潮流 東南東流約0.5ノット
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、福岡市箱崎漁港を出港し、玄界島西岸沖200m付近において、南東方向への潮流を受けながら、船首を南東方に向けた状態で漂流して流し釣りをを行いながら、潮上りを繰り返していた。</p> <p>船長は、流し釣りを終えて帰航することとし、釣り客に釣り道具の片付けを指示し周囲を見たところ、玄界島西岸に近づいていることに気付き、主機を始動したものの、本船が浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、自力で離礁できず、釣り客と共に歩いて玄界島に上陸した後、本事故の発生を118番通報した。</p> <p>本船は、離礁できないまま放置されている間に大破し、後日、廃船処理された。</p> <p>船長は、最後の流し釣りの間も、それまでの南東方向への潮流に変化はないものと思い込み、玄界島の陸岸とほぼ平行に流されているので同島西岸に近づくことはないと思っていたが、周囲の見張りを常時行っていれば、本船が流される方向が東寄りに変化したことに気付くことができ、早めに移動することができたと思事後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.3mであった。</p> <p>海図W190（福岡湾）によれば、本事故発生場所は、0m等深線と5m等深線の間であり、直近に水深0.8mの表示がある。</p>
分析	本船は、南東方への潮流が東南東方へ変わる状況下、玄界島西岸沖

	<p>約200mで漂泊中、船長が、釣り客の状況に意識を向けて漂泊を続けたことから、潮流の向きが東南東方向に変わったことに気付くのが遅れ、同島西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、漂泊して釣りを行っていた際、南東流により玄界島西岸とほぼ平行に流されていたことから、最後の流し釣りの間も、流される方向に変化がないと思い込み、釣り客の状況に意識を向けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、南東方への潮流が東南東方へ変わる状況下、本船が、玄界島西岸沖約200mで漂泊中、船長が、釣り客の状況に意識を向けて漂泊を続けたため、潮流の向きが東南東方向に変わったことに気付くのが遅れ、同島西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、浅所のある陸岸付近で漂泊する場合、圧流方向を把握するとともにその変化に十分注意し、必要に応じて早期に安全な場所に移動すること。